

# 健康診断受診の場合の休暇の取扱いについて

(平成6年12月28日岩警発第1056号警察本部長)

〔沿革〕平成10年3月9日岩警発第244号改正

各 部 長  
各 所 属 長

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号。以下「規則」という。）及び「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用について」の通知（平成6年12月22日付け人委職第199号。以下「通知」という。）が制定され、平成7年1月1日から施行されることに伴い、特別休暇の事由としての健康診断については、下記のとおり取り扱うこととしたから、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

## 1 規則第12条第3号及び通知第8第1項第2号関係

「任命権者の定める場合」の健康診断等とは、岩手県警察職員健康管理規程（昭和60年警察本部訓令第8号）別表第2に掲げる健康診断のうち、定期健康診断、胃腸病検診、婦人科検診、特別健康診断及びB型肝炎予防接種（B型肝炎抗原抗体検査を含む。）とする。